

名張市建設工事等発注基準

条件付き一般競争入札において、建設工事、測量・設計業務委託、物品取扱等に係る案件を発注する際に設ける発注要件については、下記のとおりとします。

1. 業者の位置付け

各業者の区分と定義については、次の表のとおりとする。

区分		定義
①	市内本店業者	名張市内に本店を置くもの
②	準市内業者(※)	名張市内に支店・営業所を置くもの
③	市外業者	上記以外のもの

※準市内業者とは、平成17年11月16日付名張市公告第48号「入札参加資格者の「準市内業者」の位置付けについて」の規定に基づく者をいう。これによらない者は、名張市内に支店・営業所を置いている場合でも、市外業者として扱う。

2. 主たる発注要件

(1) 基本的要件

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ②名張市契約規則(平成11年名張市規則第20号)第3条の規定に該当しないこと。
- ③名張市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- ④「名張市建設工事等資格停止措置要領」に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- ⑤会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続き開始若しくは更生手続き開始の申立てがなされている場合又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始若しくは再生手続き開始の申立てがなされている場合にあつては、一般(指名)競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

(2) 地域要件に関する業種別発注基準基本的要件

地域要件に関する業種別発注基準に基づく入札参加対象事業者の選定に当たって、入札参加資格要件により、入札事務の透明性の確保、公正な競争の促進及び談合等不正の排除の目的を達せられない可能性があるると判断される場合は、その都度別に基準を設定する。

3. 各業種の発注要件

(1) 土木一式工事

- ①次のア、イのいずれかの条件を満たしていること。ただし、設計金額が500万円未満(税込)の発注案件については、本実績を問わない。

ア公告日以前10年間に完成済みの公共工事で、発注案件と同種(同工種)の建設工事について、当該発注案件の設計金額に70%を乗じて得た金額以上の元請完成工事実績があること。
イ当該発注案件と同種の建設工事について、直近の経営事項審査結果(経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書)の完成工事高(平均)が当該発注案件の設計金額と同額以上であ

ること。

②発注案件の規模に応じ、入札参加対象事業者は、次の表のとおりとする。

発注案件の規模（税込設計金額）	入札参加対象事業者
1億5,000万円未満	市内本店業者（格付による発注基準あり）
1億5,000万円以上3億円未満	市内本店業者（格付けによる発注基準あり） 準市内業者（経審900点以上）
3億円以上10億円未満	市内本店業者（ランク1）と経審1,200点以上の業者との共同企業体
10億円以上	発注案件（規模）によりその都度基準を設定する。

③工事の内容により、特殊な施工内容を伴うもの、又は特に高度な技術を要する案件については、その都度別に基準を設定する。

④工事の内容により、共同企業体による施工になじまない案件、又は単独企業による施工が確保できると認められる案件については、その都度別に基準を設定する。

（2）建築一式工事

①次のア、イのいずれかの条件を満たしていること。ただし、設計金額が500万円未満（税込）の発注案件については、本実績を問わない。

ア公告日以前10年間に完成済みの公共工事で、発注案件と同種（同工種）の建設工事について、当該発注案件の設計金額に70%を乗じて得た金額以上の元請完成工事実績があること。
イ当該発注案件と同種の建設工事について、直近の経営事項審査結果（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）の完成工事高（平均）が当該発注案件の設計金額と同額以上であること。

②発注案件の規模に応じ、入札参加対象事業者は、次の表のとおりとする。

発注案件の規模（税込設計金額）	入札参加対象事業者
2億5,000万円未満	市内本店業者（格付による発注基準あり）
2億5,000万円以上5億円未満	市内本店業者（格付による発注基準あり） 準市内業者（経審900点以上）
5億円以上10億円未満	市内本店業者（ランク1）と経審1,200点以上の業者との共同企業体
10億円以上	発注案件（規模）によりその都度基準を設定する。

③工事の内容により、特殊な施工内容を伴うもの、又は特に高度な技術を要する案件については、その都度別に基準を設定する。

④工事の内容により、共同企業体による施工になじまない案件、又は単独企業による施工が確保できると認められる案件については、その都度別に基準を設定する。

(3) 舗装工事

①主たる経営業務が舗装工事であること。ただし、市内本店業者及び準市内業者は除く。

②次のア、イのいずれかの条件を満たしていること。ただし、設計金額が300万円未満(税込)の発注案件については、本実績を問わない。

ア公告日以前10年間に完成済みの公共工事で、発注案件と同種(同工種)の建設工事について、当該発注案件の設計金額に70%を乗じて得た金額以上の元請完成工事実績があること。
イ当該発注案件と同種の建設工事について、直近の経営事項審査結果(経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書)の完成工事高(平均)が当該発注案件の設計金額と同額以上であること。

③上記要件のほか、アスファルト舗装工事においては、次の要件を付すものとする。

ア施工機械(モーターグレーダー・アスファルトフィニッシャー・マカダムローラー・タイヤローラー)を所有又は、3年以上リース契約をしており、常時使用可能な状態にあること。
イ1級若しくは2級建設機械施工技士、1名以上と雇用関係にあること。

④発注案件の規模に応じ、入札参加対象事業者は、次の表のとおりとする。

発注案件の規模(税込設計金額)	入札参加対象事業者
1,000万円未満	市内本店業者 準市内業者 市外業者で伊賀市に本店を置くもの
1,000万円以上 5,000万円未満	市内本店業者 準市内業者 市外業者で伊賀市に本店又は営業所を置くもの
5,000万円以上	市内本店業者 準市内業者 市外業者で伊賀市に本店又は営業所を置くもの 市外業者(伊賀市に本店又は営業所を置くものを除き、 経審1,100点以上のものに限る。)

⑤工事の内容により、特殊な施工内容を伴うもの、又は特に高度な技術を要する案件については、その都度別に基準を設定する。

(4) 電気工事・防水工事・管工事・造園工事・その他工事

市内本店業者を基本とし、発注案件の規模、施工内容を勘案し資格条件も含め別途条件を設定する。

(5) 測量・土木設計業務委託

①発注案件の規模に応じ、入札参加対象事業者は、次の表のとおりとする。

発注案件の規模(税込設計金額)	入札参加対象事業者
200万円未満	市内本店業者
200万円以上 1,000万円未満	市内本店業者 準市内業者で伊賀市に本店を置くもの
1,000万円以上	市内本店業者 準市内業者 市外業者

②業務の内容により、特殊な業務内容を伴うもの、特に高度な技術を要する案件、又は災害復旧工事に伴うものについては、資格条件も含め必要に応じて別に基準を設定する。

(6) 建築設計業務委託

①発注案件の規模に応じ、入札参加対象事業者は、次の表のとおりとする。

発注案件の規模（税込設計金額）	入札参加対象事業者
1,000万円未満	市内本店業者
1,000万円以上	市内本店業者 準市内業者 市外業者

②業務の内容により、特殊な業務内容を伴うもの、又は特に高度な技術を要する案件については、資格条件も含め別に基準を設定する。

(7) 物品取扱等

市内本店業者を基本とし、発注案件の内容を勘案して、別途条件を設定する。

※各業種の表中に記載している「経審」とは、建設業法第27条の23に規定する「経営事項審査」における総合評定値（P）をいう。

4. 格付及び発注基準

入札参加資格者名簿において、土木一式工事、建築一式工事を登録している市内本店業者について格付けを行う。格付け基準及び発注基準は、次のとおりとする。

(1) 格付

①ランク1・・・総合点(※)が、750点以上の者

②ランク2・・・総合点(※)が、600点以上750点未満の者

③ランク3・・・総合点(※)が、600点未満の者

ただし、申請により総合点(※)にかかわらずランクを1つ下げることが可能とする。(ランクを2つ下げることができない。)申請方法については、別に定める。

※総合点は、経営事項審査総合評定値+技術等評価点+地域・社会貢献評価点とし、基準は別に定める。

(2) 発注基準

①ランク1・・・設計金額（税込額）が、1,000万円以上の工事。

ただし、一般建設業許可業者は、6,000万円未満の工事

②ランク2・・・設計金額（税込額）が、500万円以上7,000万円未満の工事。

ただし、一般建設業許可業者は、5,000万円未満の工事

③ランク3・・・設計金額（税込額）が、2,500万円未満の工事

ただし、現年度の災害復旧工事については、上記ランクによる発注を行わないことができる。

(1)及び(2)の内容については、次の表のとおりとする。

○格付及び発注基準表（市内本店業者、土木一式工事・建築一式工事）

ラ ン ク	総合点	設 計 金 額 (税込額) (単位：万円)					
		500	1000	2500	5000	6000	7000
1	750点以上						特定建設業者のみ
2	600点以上 750点未満						特定建設業者のみ
3	600点未満						

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。